

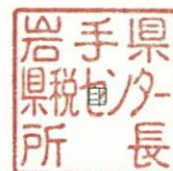
地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。

おって、あなたの書類は、岩手県県税センターにおいて保管していますので、請求があれば、いつでも交付します。

令和 8 年 10 月 13 日

岩手県県税センター所長

飯田 光弘

[illegible]